

令和5年度 第3子以降学校給食費助成金事業について

※前年度申請された場合でも、年度ごとに申請が必要になります。

1. 対象者の要件

- (1) 同一世帯で18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を3人以上養育しており、かつ、第3子以降の児童生徒が小中学校等（市外を含む）に在籍している方
※1 ※2
- (2) 給食費の未納がない方（兄弟姉妹等含む）
- (3) 生活保護・就学援助等を受給していない方 ※3

※1 伊勢崎市に在住している人に限ります。

※2 小中学校等とは、小中学校・特別支援学校・中等教育学校（四ツ葉等）・義務教育学校になります。

※3 生活保護・就学援助・就学奨励費等は、1年を通して受給している（学校給食費相当額を全て受給している）と対象外となります。一部助成対象となる場合もありますので、上記要件に該当すると思われる方は、申請書の提出をお願いします。

2. 助成金の金額等について

(1) 市内小中学校に在籍の場合

申請年度分の給食費の徴収を免除します。ただし、**食物アレルギーや宗教上の理由等で、学校給食の提供を一部又は全部受けていない児童生徒**については、提供を受けていない分の給食費相当額を翌年度の5月末までに申請時に指定された口座へ振込みます。

※なお、申請遅れ等により既に給食費の納入がされたものについては、翌年度の5月末までに口座振込により返金します。

(2) 特別支援学校、中等教育学校、義務教育学校又は市外の小中学校に在籍の場合

給食費相当額を翌年度の5月末までに申請時に指定された口座へ振込みます。

3. 申請の流れ

- (1) 記入例を参考に、申請書に必要事項をご記入のうえ、第3子以降の児童生徒が在籍している市内の学校または教育委員会健康給食課にご提出ください。添付書類の詳細は、申請書に記載してあります。また、年度途中に市外から転入された方や、世帯構成の変更、生活保護や就学援助等の廃止等により助成金対象になると見込まれる方は、その時点で申請書の提出をお願いします。※4 ※5
- (2) (1)の紙による提出方法のほかに、**お持ちのパソコンやスマートフォンで申請ができます。**詳しくは裏面をご確認ください。
- (3) 審査後に、交付決定通知(または不交付決定通知)を送付します。※6

※4 申請書は市ホームページからもダウンロードできます。また、児童生徒が在籍している市内の学校またはお近くの学校給食調理場でも配布しています。提出先は、市内の学校または教育委員会健康給食課になります。

※5 就学援助の受給申請を出された方でも、認定とならないケースもあるため、要件を満たす方は助成金の申請をお願いします。

※6 不交付決定通知を受け取った方も、年度内に世帯構成の変動等により、要件を満たした場合は、再度申請してください。

裏面へ

パソコン・スマートフォン（LoGo フォーム）による申請について

紙媒体による申請のほかに、お手持ちのパソコンやスマートフォンを利用して助成金の申請が可能となっております。スムーズな提出が可能となりますので、ぜひご利用ください。

～申請方法～

（１）パソコンでの申請を希望される方

下記URLより申請フォームへアクセスいただき、必要事項を入力の上、送信をお願いします。（伊勢崎市ホームページ内「第3子以降学校給食費助成金」のページにも同様のURLがあります）

申請フォームURL：<https://logofom.jp/form/Gpfu/221310>

（２）スマートフォンでの申請を希望される方

（１）のURL又は下記QRコードより申請フォームへアクセスいただき、必要事項を入力の上、送信をお願いします。



その他、表面の記載事項を含め、ご不明な点等ございましたら下記の問い合わせ先にご連絡をお願いします。（書類不備や状況確認等により、下記の問い合わせ先よりこちらからご連絡を差し上げる可能性があります。電話番号は必ずご記入ください）

問い合わせ先

伊勢崎市教育委員会健康給食課学校給食係
〒379-2224 伊勢崎市西小保方町 692 番地 5
電話：0270-75-2517 FAX：0270-75-2518
Email：kenkoukyouiku@city.isesaki.lg.jp